

住居確保給付金(転居費用補助)のご案内 (2026.7.1版 茨木市)

住居確保給付金(転居費用補助)は、経済的に困窮された方が低廉な家賃の住宅へ転居することによって家計改善が図られ、安定した生活を送ることができるよう、転居先の住宅に係る初期費用及び運搬費用等を補助する制度です。

【支給上限額】 ■単身世帯…117,000円 ■2人世帯…141,000円 ■3～5人世帯…153,000円

※敷金、契約時に払う前家賃、家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費は対象外

【主な要件等】

- 生活保護を受給していないこと
- 住所が茨木市内にあり、実際に居住していること
- 申請時点で2年以内に収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれのある方
- 世帯の1か月の収入合計が下記の基準を下回っている
(収入には失業給付・年金等の公的給付、親族からの仕送り等を含みます)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準額	9.2万円+家賃額(上限3.9万円)	13.9万円+家賃額(上限4.7万円)	17.2万円+家賃額(上限5.1万円)	21.4万円+家賃額(上限5.1万円)	25.5万円+家賃額(上限5.1万円)

- 世帯の資産(預貯金等)合計が下記の基準を下回っている

世帯人数	1人	2人	3人以上
資産額	55.2万円	83.4万円	100万円

- 申請時に世帯の生計を主として維持している ※親の扶養に入っている学生は原則対象となりません
- 「家計改善支援事業」を利用し相談する中で、低廉な家賃の住居に転居することによって家計の収支改善が見込まれ、かつ、転居に係る費用の捻出が困難であると認められた方
- 世帯に属する方のいずれもが暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと

【必要書類】

- 本人確認書類の写し
・運転免許証 ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・パスポート ・障害者手帳 等
- 世帯の収入が確認できるもの
- 申請時点で2年以内に収入が著しく減少したことが確認できるもの
- 世帯の資産が分かるもの(通帳の写し等)

【支給方法】

不動産業者等への代理納付

【申請窓口】

茨木市役所南館2階 ⑮窓口 地域福祉課内(〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号)

TEL: 072-655-2752 暮らしサポートセンター あすてっぷ茨木

住居確保給付金(転居費用補助) 申請書類確認シート

○提出日(送信日): 年 月 日

○申請者氏名: _____ 電話番号: _____

※提出書類の内容確認後、チェック☑や数字を入れてください。

必要書類	具体的な書類	確認欄 ☑・数字
申請書	「住居確保給付金申請書(様式第1-1)」	
確認書	「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」	
要転居証明書	「住居確保給付金要転居証明書(様式10)」	
	家計改善支援事業を利用し、転居に伴い家計が改善されることが見込まれる場合に発行されます。	
本人確認書類の写し	運転免許証 各種福祉手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳)健康保険証 住民票 住民票記載事項証明書 マイナンバーカード(表面のみの写し) 在留カード 等 ※顔写真がない場合は2点必要	
離職関係書類の写し	【申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職や廃業の場合】	
	2年以内に離職、廃業をしたことが確認できる書類(ex.離職票、雇用保険受給者証等) ※離職・廃業等が確認できる書類が準備できないやむを得ない事情がある場合は、「離職状況等に関する申立書(転居費用補助)」を使用することも可能です。	
	【申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の収入減収の場合】	
	就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類(雇用主からの休業を命ずる書類、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる書類、請負契約等がキャンセルになったことが分かる書類、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、給与明細等収入の減少を確認できる書類等)	
	【その他(例.配偶者の死亡等により世帯収入が減少した場合)】	
	収入の著しい減少の端緒となった事象について、客観的に証明できる書類 ※収入の著しい減少の端緒となった事象について、客観的に証明できる書類を準備できないやむを得ない事情がある場合は、「就業機会の減少等に関する申立書」を使用することも可能です。	
申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し	申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類(給料明細書、金融機関の通帳等) ※収入の変動がある場合は直近3か月分が分かるもの ※雇用保険の失業給付、年金等の公的給付も含まれます。 ※収入等を確認できる書類が準備できないやむを得ない事情がある場合は、「就業機会の減少等に関する申立書」を使用することも可能です。	
金融資産関係書類の写し	申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の全通帳の写し【口座名義記載ページと直近3か月程度の記載ページ】(必ず記帳してからご提出ください) 株式、債券、投資信託、暗号資産等、申請日時点の評価額が分かるWEBページの写し	
予定住宅通知書等	入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2) ※不動産仲介業者等に記入していただいでください。 転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書 ※初期費用以外に転居に要する費用が発生しない場合は不要です。	
確認シート	※この用紙です。提出時に同封してください。	

※支給決定に際し、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

※提出前に、送必要書類がすべて添付されていることを確認してください。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	西暦 年 月 日 満()歳
③電話番号	

申立事項	④則第3条の2に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期				
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況				
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
2. 住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃等の額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 年 月 日

茨木市福祉事務所長 殿

申請者氏名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用 語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-2)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項2号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 再支給の申請ではない(過去に則第11条第1項2号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない)
又は、
 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ~ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

茨木市福祉事務所長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

3 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

4 収入関係書類

・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

6 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（様式10）

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）

2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

入居予定住宅に関する状況通知書(則第11条第1項2号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

茨木市福祉事務所長 様

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称)

^{フリガナ}
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12(3)ア①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名(フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日(年 月 日までの月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額(これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額)を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用				
給付金支給対象	(1)	礼金等	礼金	円
			その他 ()	円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
(4)	鍵交換費用		円	
	合計			円
給付金支給対象外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
		合計		
総合計 (支給対象+支給対象外)				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
		口座番号		

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※3 のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12(3)ア①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の2-12(3)ア.暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1又は2-2)、入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1又は2-2)、入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。